

## 「あおり運転」に罰則が創設されました!!

2020年6月30日から、妨害運転(「あおり運転」)として、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反が取締りの対象となりました。

あおり運転は  
道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました!  
犯罪!!免許取消!!  
絶対にダメ!!  
車間距離不保持、急ブレーキ等  
3~5年以下の懲役又は  
50~100万円以下の罰金!  
更に免許取消し!  
警察庁・都道府県警察

「あおり運転」は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。

※罰則規定等は、下記ホームページをご参照ください。

【警察庁ホームページ】  
『危険!「あおり運転」はやめましょう』より掲載  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/enzen/aori.html>